

# 令和6年能登半島地震に係る 富山県災害廃棄物処理実行計画

(「富山県復旧・復興ロードマップ」

災害廃棄物関連アクションプラン)

(第1版)

令和6年5月24日

富山県

## 目次

### 第1章 災害廃棄物処理実行計画の概要

- 1 計画の目的 . . . . . 1
- 2 計画の位置付けと内容 . . . . . 1
- 3 災害廃棄物の範囲 . . . . . 1
  - (1) 片付けごみ . . . . . 1
  - (2) 解体ごみ . . . . . 1
- 4 計画の期間 . . . . . 1

### 第2章 被害状況と災害廃棄物の発生量

- 1 被害状況 . . . . . 2
  - (1) 令和6年能登半島地震の概要 . . . . . 2
  - (2) 県内の被害の状況 . . . . . 3
- 2 災害廃棄物の発生量の推計 . . . . . 4

### 第3章 災害廃棄物の処理

- 1 処理の役割分担 . . . . . 5
- 2 市町村による処理 . . . . . 6
  - (1) 処理の流れ . . . . . 6
  - (2) 片付けごみの処理 . . . . . 6
  - (3) 公費解体 . . . . . 8
  - (4) 解体ごみの処理 . . . . . 8
  - (5) 災害廃棄物の処理フロー . . . . . 9
  - (6) 災害廃棄物の管理・処理への配慮 . . . . . 10
- 3 県による市町村支援 . . . . . 11

### 第4章 計画の管理

- 1 進捗管理 . . . . . 11
- 2 全体工程 . . . . . 11
- 3 計画の見直し . . . . . 12

## 第1章 災害廃棄物処理実行計画の概要

### 1 計画の目的

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、本県では最大震度5強の揺れが生じ、住家の倒壊や液状化、土砂崩れによる道路の寸断、農業用施設や商業施設の被災、漁業被害など甚大な被害が発生しました。

能登半島地震が「特定非常災害」に指定され、半壊以上の損壊家屋等が公費解体の対象となる中、各市町村では、家屋や家財など膨大な量の災害廃棄物が発生しています。今後の復旧・復興に向けた取組みの支障とならないよう、発生した大量の災害廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定や特例措置を活用するなどあらゆる手段を講じ、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があります。

そのため、「令和6年能登半島地震に係る富山県災害廃棄物処理実行計画」（以下「本計画」という。）を策定し、市町村との連携のもと、本県内で発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を定めるものです。

### 2 計画の位置付けと内容

本計画は、廃棄物処理法第5条の5第2項第5号の規定により策定した「富山県災害廃棄物処理計画」（令和2年3月）に規定する災害発生後に策定する計画で、災害廃棄物の発生量、処理の基本方針、処理フロー、処理方法、処理スケジュール等の具体的な内容を定めるものです。

また、富山県が令和6年3月27日にとりまとめた「令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ（中間とりまとめ）」（以下「ロードマップ」という。）の災害廃棄物処理に関する具体的な取組みをまとめたものでもあります。

なお、策定に当たっては、各市町村が策定する災害廃棄物処理計画、同処理実行計画との整合を図ります。

### 3 災害廃棄物の範囲

本計画で対象にする災害廃棄物は、令和6年能登半島地震により発生した以下の廃棄物とします。

#### (1) 片付けごみ

住民が自宅内（中小企業及び零細企業等で居住箇所と一体になっているものを含む。）にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみ

#### (2) 解体ごみ

市町村による公費解体もしくは所有者の自主解体の形で実施される、住民又は中小企業の損壊家屋等の解体・撤去等に伴い排出される廃棄物

### 4 計画の期間

計画策定以降、令和6年能登半島地震により発生した災害廃棄物の処理が完了す

るまでの期間とし、ロードマップで示した令和8年3月を全県の最終目標とします。  
 ただし、市町村での片付けの進捗や損壊家屋等の解体・撤去の進捗等を踏まえ適宜見直します。

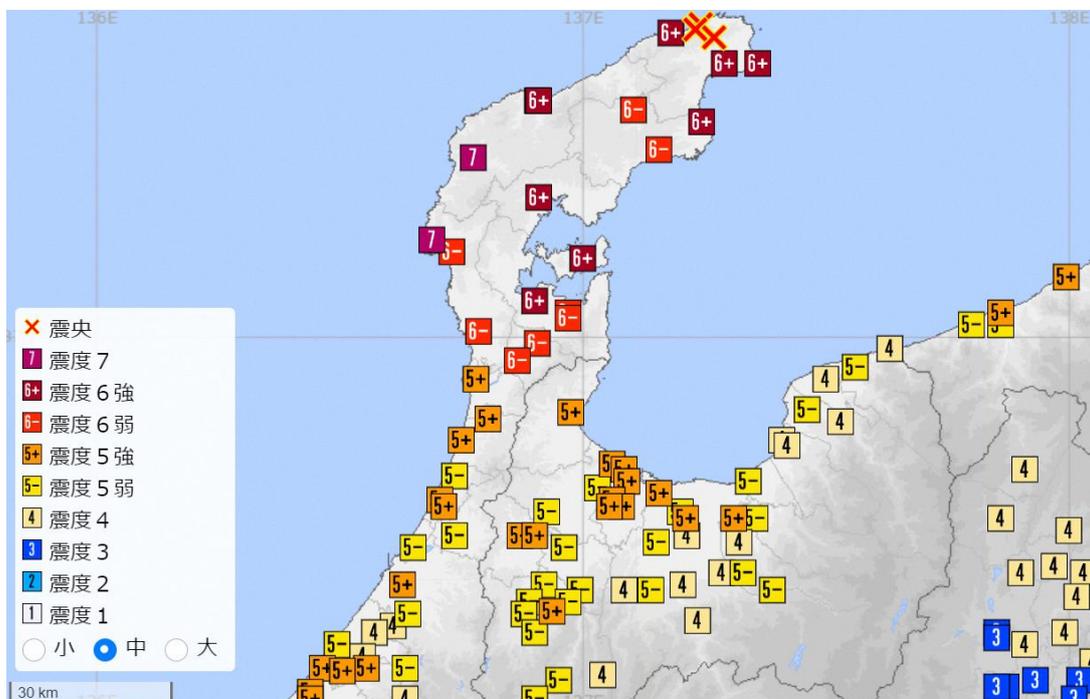
目標に向けた取組内容	令和5年度 (令和6年1月～)	令和6年度	令和7年度
①災害廃棄物の仮置場の設置・運営	被災市町村が仮置場を設置・運営 (復旧完了目標：令和8年3月) 【片付けごみ】 【解体ごみ】		
②全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理	被災市町村が全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理を実施 (復旧完了目標：令和8年3月)		

## 第2章 被害状況と災害廃棄物の発生量

### 1 被害状況

#### (1) 令和6年能登半島地震の概要

発生時刻	令和6年1月1日 16時10分
震源地	石川県能登地方（輪島の東北東30km付近） 深さ16km
最大震度	7
マグニチュード	7.6



出典：気象庁震度データベース

## 市町村別最大震度

最大震度	市町村
5強	富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村
5弱	滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町
4	魚津市、入善町

## (2) 県内の被害の状況

富山県の令和6年能登半島地震による被害は、全県域で発生しました。特に、能登半島に近い氷見市、高岡市、小矢部市、射水市、富山市では家屋等が全壊・半壊する被害があったほか、沿岸部等では液状化被害も生じています。

### ① 住家被害数

令和6年能登半島地震による住家への被害の状況は、令和6年5月21日現在、表2-1、図2-1のとおりであり、全体で18,974棟となっています。

表2-1 富山県内の住家被害状況  
(令和6年5月21日、富山県防災・危機管理課まとめ) 単位：棟

市町村	全壊	半壊	一部損壊	未分類
富山市	2	43	2,544	126
高岡市		150	4,519	
魚津市			79	
氷見市	220	475	5,453	
滑川市			179	1
黒部市			201	3
砺波市			149	3
小矢部市	10	36	1,482	34
南砺市			209	
射水市	13	52	2,583	
舟橋村			25	
上市町			135	
立山町			49	
入善町			70	
朝日町			122	7
合計	245	756	17,799	174
	18,974			

※ リ災証明書発行のための調査継続中

② 被害写真（災害廃棄物（片付けごみ、がれき類等）の発生）



倒壊建物（令和6年1月10日氷見市姿）



倒壊建物（令和6年1月10日氷見市北大町）



液状化（令和6年1月11日射水市港町）



破損建物（令和6年1月25日小矢部市植生）



仮置場（令和6年1月10日氷見市）



仮置場（令和6年1月11日高岡市）

図 2-1 被害写真

2 災害廃棄物の発生量の推計

令和6年能登半島地震によって発生したと想定される災害廃棄物について、「富山県災害廃棄物処理計画」に基づき、県防災・危機管理課とりまとめの住家被害棟数のほか、把握できた倉庫等の非住家の被害棟数、仮置場での片付けごみの搬入量等をもとに推計しました。

その結果、市町村別の災害廃棄物発生量は表 2-2 のとおりであり、県全体での発生量は 9.0 万トンで、富山県の 1 年間の一般廃棄物排出量（令和 4 年度：40.3 万トン）の約 2 割に相当します。

なお、発生推計量は、各市町村が仮置場で回収した片付けごみの実績量又は住家被害棟数等をもとに「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月 環境省）に示された方法で算出した推計値であり、今後の住家被害棟数等の把握や確定に伴い変動します。

表 2-2 市町村別災害廃棄物発生推計量（令和 6 年 5 月 13 日時点）

市町村	解体家屋等の推計棟数		災害廃棄物の発生推計量（t）		
	全壊棟数	半壊棟数	解体ごみ	片付けごみ	全体
富山市	2	30	1,628	1,104	2,732
高岡市	0	210	15,200	2,537	17,737
氷見市	401	454	52,447	3,612	56,059
砺波市	0	0	0	5.3	5.3
小矢部市	27	40	3,620	529	4,149
南砺市	0	0	0	41	41
射水市	25	81	5,292	4,180	9,472
上市町	0	0	0	5.2	5.2
合計	455	815	78,187	12,014	90,200

※1 全壊又は半壊の解体家屋等の推計棟数については、住家に加え、倉庫等の非住家を含む。

※2 砺波市、南砺市、上市町については、全壊・半壊家屋等はなく、仮置場での回収実績量を記載した。

※3 四捨五入により、合計は一致しない場合がある。

### 第 3 章 災害廃棄物の処理

#### 1 処理の役割分担

市町村は、災害廃棄物が原則として一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第 6 条の 2 の規定により一義的にその処理の責任を担います。

県は、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市町村等が行う災害廃棄物処理に関して技術的な支援や助言を行います。基本的には県内市町村、近隣県、国及び民間事業者団体との間で支援・協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理の一連の業務について調整機能を担います。

国は、災害等廃棄物処理事業費補助金等による財政支援のほか、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」（令和 4 年 2 月 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に基づく技術的支援、自治体職員の派遣などの人的支援を行います。

## 2 市町村による処理

### (1) 処理の流れ

今回の地震では、木造家屋の倒壊、損壊等が多く見られます。このため、落下・破損した瓦や倒壊したブロック塀などの不燃物に加え、損壊家屋等の解体・撤去作業による多量の木くずやコンクリートがら、被災した家財等の片付けごみが発生することが予想されます。

災害廃棄物の処理においては、「富山県災害廃棄物処理計画」に示されている標準的な処理の流れをもとに、図 3-1 に従い実施していきます。

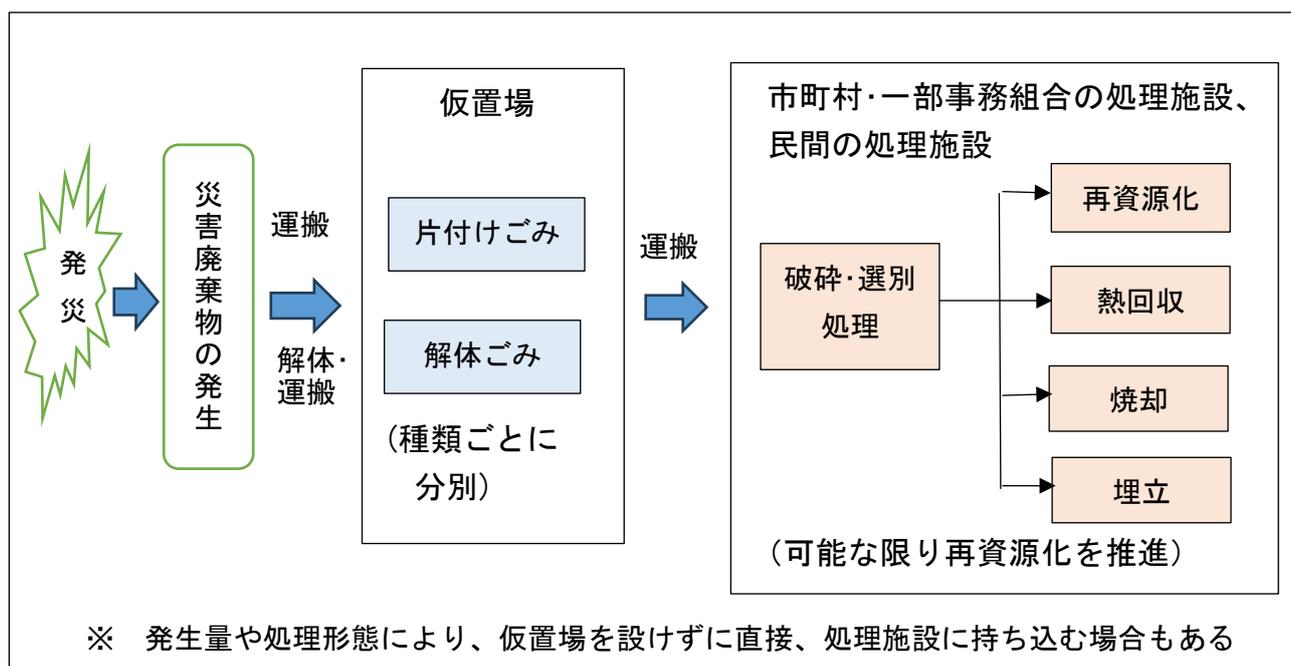


図 3-1 基本的な処理の流れ

### (2) 片付けごみの処理

被災市町村では、発災後速やかに、最大 8 か所の片付けごみの仮置場を設置しました（表 3-1。表中以外の市町村については、災害廃棄物発生量が少量と見込まれたため、仮置場を設けず、通常のごみ処理ルートで処理。）。

また、持ち込まれた片付けごみについては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和 5 年環境省告示第 49 号）を踏まえ、処理先の状況に合わせて再資源化及び適正処理を行いやすいよう種類ごとに分別の徹底を図ったうえで、集積したごみの処理を行いました。

現在（令和 6 年 5 月時点）は片付けごみの処理が進んだことから、富山市、氷見市及び射水市に設けられたもの以外は、すべて閉鎖されています。

なお、分別の基本的な区分は表 3-2、仮置場の設置レイアウトの事例（氷見市の片付けごみ）は図 3-2 のとおりです。

表 3-1 片付けごみの仮置場一覧

市町村	名称	所在地
富山市	富山市環境センター	富山市栗山 637
高岡市	高岡市ストックヤード	高岡市長慶寺 640
氷見市	氷見市ふれあいの森	氷見市鞍川 43-1
砺波市	株式会社高岡市衛生公社砺波営業所	砺波市太田 1877-1
小矢部市	小矢部市環境センター	小矢部市矢水町 678-2
南砺市	株式会社松本建材資材置場	南砺市嫁兼 409
射水市	クリーンピア射水南側敷地	射水市西高木 1150
上市町	資源物常設ステーション	中新川郡上市町旭町 1526

表 3-2 仮置場での災害廃棄物の分別区分

災害廃棄物の種類	内容
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材、木製家具
コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず、石材くず（石材、灯籠、ブロック塀）等
瓦くず	粘土瓦、釉薬瓦、いぶし瓦、セメント瓦等
石膏ボード	石膏ボード、スレート板等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
ガラスくず、陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず等が混在したもの
廃家電	家電リサイクル法対象 4 品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）や小型家電等
可燃物	繊維類・紙・木くず・プラスチック等が混在し、分別が難しい可燃性の廃棄物
不燃物	細かなコンクリート、木くず、プラスチック、土砂等が混在し、分別が難しい不燃性の廃棄物
有害廃棄物、危険物、処理困難物	農薬、油類、塗料、消火器、ガスボンベ、蛍光管、バッテリー、マットレス、廃置、布団等

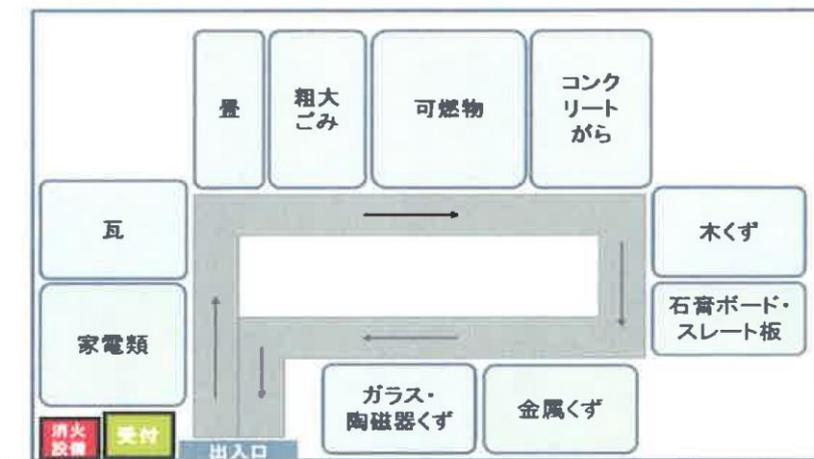


図 3-2 仮置場設置レイアウト事例（氷見市：ふれあいの森第 2 駐車場）

### (3) 公費解体

損壊家屋等の解体・撤去を公費解体で行う場合には、「災害廃棄物対策指針」、「災害時の建設リサイクルの留意点」（平成 30 年 3 月 国土交通省・環境省）等に従うとともに、一般社団法人富山県構造物解体協会等の協力を得て実施します。

（参考）

解体に必要な期間については、一般的に 2 週間/棟とされています。

そのため、仮に 100 棟の解体を 5 か月で終了するためには、解体を実施する事業者が単純計算で 10 チーム必要となります。

実際の公費解体の申請状況や解体終了時期の目標などを加味し、被災市町村において解体チーム数を想定します。

### (4) 解体ごみの処理

#### ① 解体ごみの仮置場の設置

公費解体で発生した解体ごみの仮置場の設置状況は表 3-3 のとおりです。今後の公費解体の本格化に向け、現在、氷見市に 1 か所設置されており、この他にも各市で設置の準備や検討が進められています。

なお、解体に伴って片付けごみが発生する場合があることから、必要な場合は、合わせて仮置きすることとします。

表 3-3 解体ごみの仮置場一覧

市町村	名称	所在地
氷見市	氷見市ふれあいの森	氷見市鞍川 43-1

#### ② 仮置場での解体ごみの分別

解体ごみについても、片付けごみと同様に表 3-2 の区分を基本として分別の徹底を図ります。

### ③ 仮置場からの搬出・処理

仮置場で種類ごとに分別された解体ごみは、パッカー車やトラック等で搬出し、原則として、各市町村・一部事務組合又は県内の民間委託業者の施設において処理を行います。

### (5) 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理フローは図 3-3 のとおりです。

各市町村・一部事務組合及び県内の民間事業者の廃棄物処理施設の処理能力は十分にあるため、基本的に県内での処理が可能であると見込んでいます。ただし、処理を一層加速化する必要がある場合や、廃棄物の種類によっては処理施設がないなど県内での処理が困難な場合は、県外での処理を検討します。

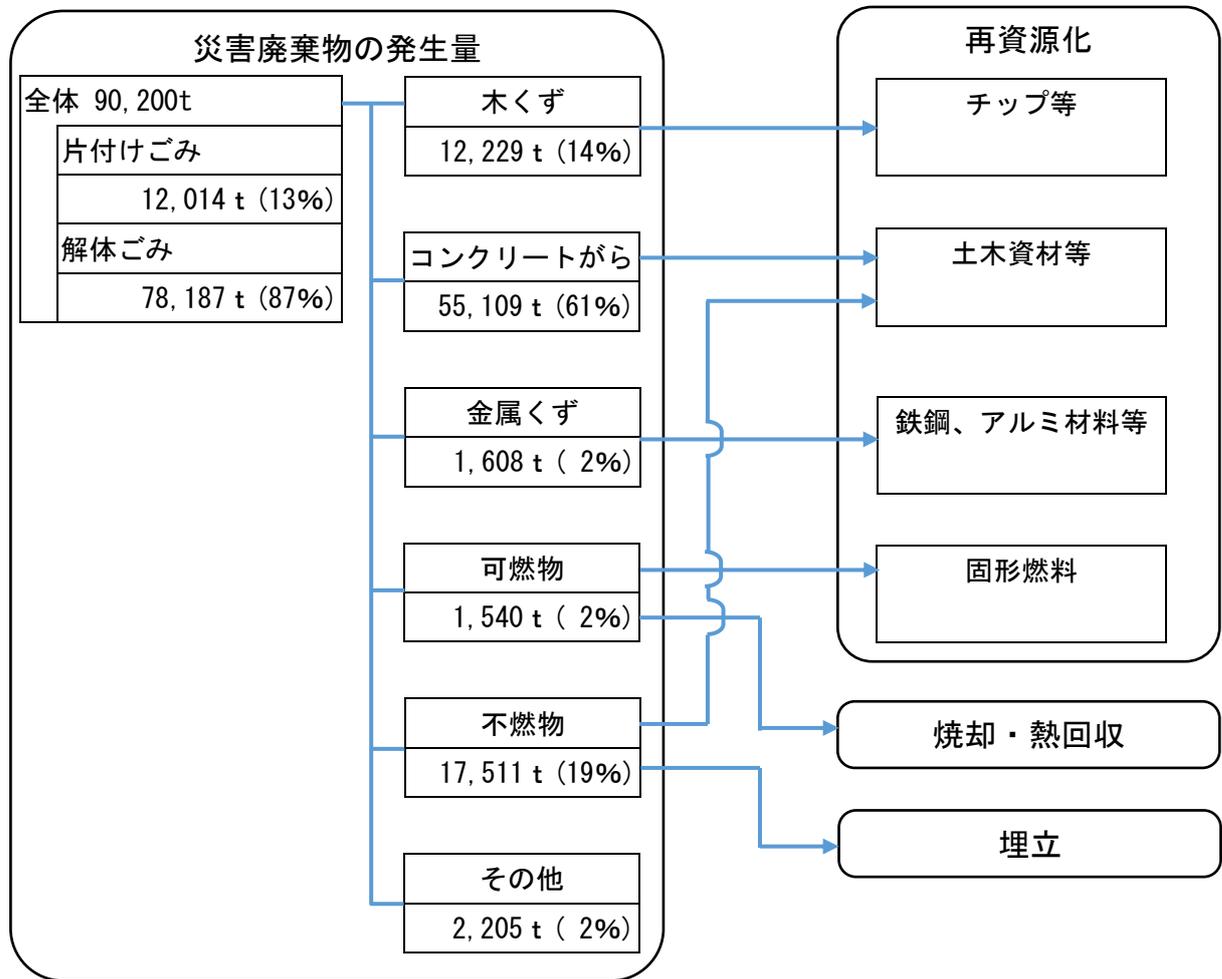


図 3-3 災害廃棄物の処理フロー

※ 1 種類別の発生量は、災害廃棄物全体発生量から、「災害廃棄物対策指針」の技術資料 14-2（熊本県の事例）に示す組成割合を参考に推計

※ 2 四捨五入により、合計は一致しない場合がある。

※ 3 廃棄物の処理は市町村・一部事務組合又は民間事業者の施設にて実施

## (6) 災害廃棄物の管理・処理への配慮

### ① 適切な処理体制の構築

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効利用の観点から、可能な限り分別・選別、再資源化することにより、埋立処分量を低減させる必要があります。そのため、一般社団法人富山県産業資源循環協会等の協力を得て、民間事業者を活用した再資源化・適正処理体制の構築を図ります。

### ② 安全性

災害廃棄物の管理状況によっては、火災や事故が発生する可能性などがあるため、表 3-4 に示す留意事項を遵守します。

表 3-4 安全性に係る留意事項

項目	留意事項
火災	ガスボンベ、ライター、灯油、タイヤ等の可燃物、発火源としてのバッテリー、電池(特にリチウム電池)及びこれらを搭載する小型家電製品等は、分離して保管する。
	可燃性の廃棄物(可燃ごみ、危険物等)を仮置きする際、積み上げ高さや、廃棄物の山と山との距離に配慮する。
	積み上げた廃棄物の山の上で作業する場合は、蓄熱を誘発する同一場所での圧密を避け、必要な切り返し等を行う。
	消火器などの消火設備を設置する。
有害廃棄物等	有害廃棄物・危険物等は作業の安全確保を行ったうえで優先的に回収処理する。
	作業者や関係者の安全を確保して適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
交通安全等	市民が片付けごみを仮置場に持ち込みする際に、交通渋滞が発生しないよう配慮する。また、災害廃棄物の不法投棄や持ち去り防止のため、夜間の施錠、仮囲いの設置などを行う。

### ③ 環境配慮

木くずやコンクリートがら等については可能な限り再資源化する、焼却処理では熱回収を行うなど、資源循環や環境に配慮した廃棄物処理を行います。再資源化等ができないものは、焼却処理、埋立処分を適正に行います。

また、場内や廃棄物に適宜散水する、石こうボードやスレートなどはフレコンバッグに保管するなど、飛散防止対策に努めます。特に石綿については、解体等工事に係る事前調査などの手続を行うとともに解体現場や仮置場周辺で必要な環境監視を実施します。

さらに、病害虫や悪臭発生防止のため、速やかな処理や必要に応じた消石灰等

の散布を行います。

### 3 県による市町村支援

発災直後から、仮置場の設置・運営や災害廃棄物の処理方法等に関する助言、県環境技術職員や環境省の人材バンク等を活用した専門職員・事務補助員の派遣、損壊家屋等の解体に向けた解体工事の標準単価の設定などにより、技術的な支援や助言を行いました。

今後も引き続き、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、次のとおり市町村を支援します。

- ① 公費解体、災害廃棄物処理、災害等廃棄物処理事業費補助金交付申請に係る事務、解体時の環境監視、必要な人材確保等に関し、国と連携しながら技術的な支援や助言を行います。
- ② 県内市町村、国及び民間事業者団体との連絡調整を行います。特に公費解体については、災害時応援協定を締結している一般社団法人富山県産業資源循環協会や一般社団法人富山県構造物解体協会と調整を図り、民間事業者と連携した解体・再資源化・適正処理体制の構築を推進します。

## 第4章 計画の管理

### 1 進捗管理

廃棄物の性状に応じた処理の優先順位や処理期間（目標）を踏まえ、災害廃棄物処理全体の進捗管理を行います。

また、国や民間事業者等が所有・集約する知見・技術を有効に活用するため、関係機関との情報共有を密に行います。

### 2 全体工程

片付けごみ及び解体ごみの処理については、支払いなど事務処理に要する期間も含め、以下の期間内に行うものとし、できる限り早期の処理完了を目指すものとします。

- ・解体工事 : 令和7年12月まで
- ・廃棄物処理 : 令和8年1月まで
- ・事務完了 : 令和8年3月（最終目標）まで

ただし、市町村での片付けごみの処理や損壊家屋等の解体・撤去の進捗等を踏まえ適宜見直します。

時期	5年度			6年度									7年度															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
県	災害廃棄物 処理実行計画				策定												進捗管理・必要に応じて見直し											
	市町村支援	災害廃棄物処理、解体、補助金事務等に関する技術的な支援や助言																										
		県内市町村、国及び民間事業者団体との連絡調整																										
市町村	仮置場の 設置運営	設置 運営【片付けごみ】																										
		設置 運営【解体ごみ】																										
	公費解体の 実施	緊急解体																										
		受付			解体工事																							
災害廃棄物の 処理	運搬 処理【片付けごみ】																											
	運搬 処理【解体ごみ】																											

災害廃棄物処理の終了（事務処理を含む。）

### 3 計画の見直し

本計画は、災害廃棄物の処理を適切かつ円滑・迅速に進めるために、現時点の情報をもとに災害廃棄物の発生量を推計して策定したものです。

今後、被災市町村において損壊家屋等の解体や災害廃棄物の処理の具体的な方法を確定し、仮置場に搬入された災害廃棄物の数量等の精査を行うのに合わせ、本計画を適宜改定していくものとします。